

平成25年分の年末調整のための算出所得税額の速算表

課税給与所得金額 (A)		税 率 (B)	控除額 (C)	税額=(A)×(B)-(C)
	1,950,000円以下	5%	—	(A)×5%
1,950,000円超	3,300,000円 ♪	10%	97,500円	(A)×10%-97,500円
3,300,000円 ♪	6,950,000円 ♪	20%	427,500円	(A)×20%-427,500円
6,950,000円 ♪	9,000,000円 ♪	23%	636,000円	(A)×23%-636,000円
9,000,000円 ♪	17,170,000円 ♪	33%	1,536,000円	(A)×33%-1,536,000円

- (注) 1 課税給与所得金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。
 2 課税給与所得金額が17,170,000円を超える場合は、年末調整の対象となりません。

平成25年分の配偶者特別控除額の早見表

配偶者の合計所得金額	控 除 額
380,000円以下の場合、配偶者特別控除の適用はありません。	
380,001円～399,999円	38万円
400,000円～449,999円	36万円
450,000円～499,999円	31万円
500,000円～549,999円	26万円
550,000円～599,999円	21万円
600,000円～649,999円	16万円
650,000円～699,999円	11万円
700,000円～749,999円	6万円
750,000円～759,999円	3万円
760,000円～	0万円

- (注) 「配偶者控除」を受けている場合には、「配偶者特別控除」の適用を受けることができませんので注意してください。

〔参考〕（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算

平成25年分の所得税について、年末調整の際に適用を受けることとなる（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の控除額、所得要件及び対象となる家屋の床面積要件は、次のようになります。

1 住宅借入金等特別控除

イ 一般の住宅の取得等の場合（本則）

住宅を居住の用に供した日	各 年 分 の 控 除 額	所得要件	床面積要件
平成11年 1月1日から 平成13年 6月30日まで	① 1～6年目 （住宅借入金等の年末残高の合計額のうち5,000万円以下の部分の金額）×1%（最高50万円） ② 7～11年目 （住宅借入金等の年末残高の合計額のうち5,000万円以下の部分の金額）×0.75%（最高37.5万円） ③ 12～15年目 （住宅借入金等の年末残高の合計額のうち5,000万円以下の部分の金額）×0.5%（最高25万円）	3,000万円以下	50㎡以上
平成16年 1月1日から 12月31日まで	○全期間（10年間） （住宅借入金等の年末残高の合計額のうち5,000万円以下の部分の金額）×1%（最高50万円）		
平成17年 1月1日から 12月31日まで	① 1～8年目 （住宅借入金等の年末残高の合計額のうち4,000万円以下の部分の金額）×1%（最高40万円） ② 9・10年目 （住宅借入金等の年末残高の合計額のうち4,000万円以下の部分の金額）×0.5%（最高20万円）		
平成18年 1月1日から 12月31日まで	① 1～7年目 （住宅借入金等の年末残高の合計額のうち3,000万円以下の部分の金額）×1%（最高30万円） ② 8～10年目 （住宅借入金等の年末残高の合計額のうち3,000万円以下の部分の金額）×0.5%（最高15万円）		
平成19年 1月1日から 12月31日まで	① 1～6年目 （住宅借入金等の年末残高の合計額のうち2,500万円以下の部分の金額）×1%（最高25万円） ② 7～10年目 （住宅借入金等の年末残高の合計額のうち2,500万円以下の部分の金額）×0.5%（最高12.5万円）		
平成20年 1月1日から 12月31日まで	① 1～6年目 （住宅借入金等の年末残高の合計額のうち2,000万円以下の部分の金額）×1%（最高20万円） ② 7～10年目 （住宅借入金等の年末残高の合計額のうち2,000万円以下の部分の金額）×0.5%（最高10万円）		
平成21年 1月1日から 平成22年 12月31日まで	○全期間（10年間） （住宅借入金等の年末残高の合計額のうち5,000万円以下の部分の金額）×1%（最高50万円）		
平成23年 1月1日から 12月31日まで	○全期間（10年間） 住宅借入金等の年末残高の合計額のうち4,000万円以下の部分の金額 × 1%（最高40万円）		
平成24年 1月1日から 12月31日まで	○全期間（10年間） （住宅借入金等の年末残高の合計額のうち3,000万円以下の部分の金額）×1%（最高30万円）		

（注）上記の算式により計算した金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

ロ 住宅借入金等特別控除の控除額の特例

住宅を居住の用に供した日	各 年 分 の 控 除 額	所得要件	床面積要件
平成19年 1月1日から 12月31日まで	① 1～10年目 (住宅借入金等の年末残高の合計額のうち2,500万円以下の部分の金額) ×0.6% (最高15万円) ② 11～15年目 (住宅借入金等の年末残高の合計額のうち2,500万円以下の部分の金額) ×0.4% (最高10万円)	3,000万円以下	50㎡以上
平成20年 1月1日から 12月31日まで	① 1～10年目 (住宅借入金等の年末残高の合計額のうち2,000万円以下の部分の金額) ×0.6% (最高12万円) ② 11～15年目 (住宅借入金等の年末残高の合計額のうち2,000万円以下の部分の金額) ×0.4% (最高8万円)		

(注) 上記の算式により計算した金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

ハ 認定住宅の新築等の場合

住宅を居住の用に供した日	各 年 分 の 控 除 額	所得要件	床面積要件
平成21年 6月4日から 平成23年 12月31日まで	○全期間(10年間) (住宅借入金等の年末残高の合計額のうち5,000万円以下の部分の金額) ×1.2% (最高60万円)	3,000万円以下	50㎡以上
平成24年 1月1日(認定低炭素住宅に係るものは平成24年12月4日)から 12月31日まで	○全期間(10年間) (住宅借入金等の年末残高の合計額のうち4,000万円以下の部分の金額) ×1% (最高40万円)		

(注) 上記の算式により計算した金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

二 住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例

住宅を居住の用に供した日	各 年 分 の 控 除 額	所得要件	床面積要件
居住の用に供することができなくなった日から 平成24年 12月31日まで	○全期間(10年間) (住宅借入金等の年末残高の合計額のうち4,000万円以下の部分の金額) ×1.2% (最高48万円)	3,000万円以下	50㎡以上

(注) 上記の算式により計算した金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

2 特定増改築等住宅借入金等特別控除

イ バリアフリー改修工事等

住宅を居住の用に供した日	各 年 分 の 控 除 額	所得要件	床面積要件
平成21年 1月1日から 平成24年 12月31日まで	○全期間(5年間) 高齢者等居住改修工事等及び特定断熱改修工事等に係る増改築等住宅借入金等の年末残高の合計額のうち200万円以下の部分の金額(A) ×2% + $\left(\left(\begin{array}{l} \text{増改築等住宅借入金等の年末残高の合計額のうち} \\ \text{1,000万円以下の部分の金額} \end{array} \right) - (A) \right) \times 1\%$ (最高12万円)	3,000万円以下	50㎡以上

(注) 上記の算式により計算した金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

ロ 省エネ改修工事等

住宅を居住の用に供した日	各 年 分 の 控 除 額	所得要件	床面積要件
平成21年 1月1日から 平成24年 12月31日まで	○全期間(5年間) 特定断熱改修工事等に係る増改築等住宅借入金等の年末残高の合計額のうち200万円以下の部分の金額(A) ×2% + $\left(\left(\begin{array}{l} \text{増改築等住宅借入金等の年末残高の合計額のうち} \\ \text{1,000万円以下の部分の金額} \end{array} \right) - (A) \right) \times 1\%$ (最高12万円)	3,000万円以下	50㎡以上

(注) 上記の算式により計算した金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。